

商品概要説明書

《マイカーローン》(一般型A)

(令和5年4月1日現在適用中)

1. 商品名	マイカーローン (一般型A)
2. お使いみち	<p>○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金 (借入申込日から3ヶ月以内にお支払済みの資金を含む。)</p> <p>○自動車購入資金 (中古車・自動二輪車および原付を含む)</p> <p>○自動車購入時の税金、保険等</p> <p>○カー用品購入資金</p> <p>○車検・修理費用</p> <p>○運転免許証取得費用</p> <p>○車庫購入・建築費用</p> <p>○現在、他金融機関等からお借入中のマイカーローンの借換資金</p> <p>※個人売買、事業用自動車および事業用自動車に関するものは対象となりません。</p>
3. ご利用いただける方	<p>○当JAの組合員の方。(お借入時まで、組合員にご加入いただける方。)</p> <p>○お借入時の年齢が満18歳以上で、最終返済時年齢が満76歳未満の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が150万円以上の方。 ただし、農業以外の自営業者の場合は、過去2年間の所得が150万円以上の方。</p> <p>○継続して安定した収入が認められる方。 ※農業以外の自営業者の場合は、営業年数が2年以上の方。 ※嘱託・契約・派遣社員の場合は、勤続年数が1年以上の方。</p> <p>○生活の本拠が定まっている方 (農業以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。)</p> <p>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
4. お借入金額	<p>○1,000万円以内 (1万円単位) とし、所要金額の範囲内とします。</p> <p>※嘱託・契約・派遣社員の場合は、300万円以内とします。</p> <p>※車庫購入・建築費用の場合は、100万円以内とします。</p>
5. お借入期間	<p>○10年以内 (嘱託・契約・派遣社員の場合は5年以内)</p> <p>※他金融機関からお借入中のマイカーローンの借換の場合、借換するマイカーローンの残存期間の範囲内とします。</p>
6. お借入利率	<p>○当初のお借入利率を、お借入期限まで適用いたします。(お借入期間中の見直し・変更はございません。)</p> <p>○お借入利率等、詳細については、当JAの窓口へお問い合わせください。</p>
7. ご返済方法	<p>○「元利均等方式」</p> <p>○「毎月返済」と「毎月・ボーナス併用返済 (毎月返済に加え年2回、特定月の増額返済)」からご選択いただけます。</p> <p>※ボーナス返済分の返済合計元金は、お借入金額の50%を限度とします。</p> <p>○その他返済方法等、詳細については、当JAの窓口へお問い合わせください。</p>
8. 担保	○不要です。
9. 保証	<p>○当JAが指定する保証機関 (福岡県農業信用基金協会) の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>ただし、保証機関が必要と判断した場合は保証人が必要です。</p>
10. 保証料	<p>○一括前払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括前払い お借入時に一括して保証料 (年率0.70%で計算した金額) をお支払いいただきます。</p> <p>②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料 (年率0.70%で計算した金額) をお支払いいただきます。</p>
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当JA本支店または金融部金融推進課 (電話: 092-322-2766) にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所 (電話: 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>

	<p>福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター (電話：092-741-3208) 北九州法律相談センター (電話：093-561-0360) 久留米法律相談センター (電話：0942-30-0144)</p>
12. その他	<p>○お申込に際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ご返済額の試算については、当J Aの窓口へお問い合わせください。</p>